

滋賀県済生会公告第 10 号

一般競争入札の実施について
(内視鏡センター洗浄・清掃等業務委託)

令和 3 年度の内視鏡センター洗浄・清掃等業務委託業者を選定するにあたり、一般競争入札を行う。

社会福祉法人^{思賜}_{財団}済生会経理規程第 66 条及び社会福祉法人^{思賜}_{財団}済生会契約手続要領第 3 条の規定により公告する。

公告日 令和 3 年 1 月 21 日 (木)

社会福祉法人^{思賜}_{財団}済生会滋賀県病院
院長 三木 恒治

1. 委託事業名

済生会滋賀県病院における内視鏡センター洗浄・清掃等業務

2. 事業内容

済生会滋賀県病院内視鏡センター洗浄・清掃等業務委託仕様書のとおり

3. 契約期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日

4. 契約の相手方の決定方法

最低価格落札方式による一般競争入札により選考を行う。予定価格を越えなかった参加者の中から、最低金額を提示した落札業者を決定する。

5. 担当部署

済生会滋賀県病院 資材課

〒520-3046 滋賀県栗東市大橋二丁目 4-1

TEL : 077-552-1221 FAX : 077-552-9850

但し、土・日曜日、祝日以外の 9 時から 16 時までの時間に限る。

E-Mail sugiura-m@saiseikai-shiga.jp

6. 参加資格要件

選考に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 一般財団法人医療関連サービス振興会の定める医療関連サービスマークの認定要件（院内滅菌消毒業務）に適合していること。
- (2) 一般財団法人医療関連サービス振興会の定める医療関連サービスマークの認定要件（院内清掃業務）に適合していること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 滋賀県及び滋賀県内の市町村から指名停止措置を受けていないもの。
- (6) 過去 3 年間に於いて、病床数 300 床以上の総合病院において同様の請負契約を 24 ヶ月以上継続して行った実績を 2 件以上有すること。

7. 参加資格確認

参加資格の確認のための提出書類は次のとおりとする。

(1) 提出書類

参加資格確認申請書（様式 1 号）

(2) 添付書類

- ① 類似業務の実績報告書（様式 2 号）
- ② 会社の概要説明書（様式 3 号）
- ③ 医療関連サービスマークの認定（院内滅菌消毒業務）の写し
- ④ 医療関連サービスマークの認定（院内清掃業務）の写し
- ⑤ 納税証明書（「法人税」「消費税及び地方消費税」）

(3) 受付期間

公示日から令和 3 年 1 月 28 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 提出先

5.に同じ。

(6) 提出方法

直接持参及び郵送可とする。但し、郵送による場合は受付期間最終日の 16 時までまでに必着のこととする。

8. 仕様書の配布

(1) 配布期間

公示日から令和3年1月28日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日の午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 配布場所

5.に同じ。

9. 質疑

質疑については、質疑書（様式4号）により提出することとする。

(1) 受付期間：令和3年1月29日（金）16時まで

(2) 提出先：5.に同じ。

(3) 提出方法：E-Mail

(4) 回 答：E-Mail

(5) 回答期日：令和3年2月1日（月）

10. 入札及び開札

(1) 入札・開札

①日 時：令和3年2月8日（月） 10時00分

②場 所：済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール3

(2) 入札事項

①入札は、社会福祉法人^思済生会^{財団}契約手続要領の規定に従い行う。

②入札開始後、入札会場に到着した者は、入札に参加できない。

③入札書は、別紙様式を使用すること。

④入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった総価の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

⑤入札金額は、仕様書により算出すること。

11. 落札者の決定

(1) 予定価格以下で、最低価格落札方式をもって行い、1位の者を落札者に決定する。

(2) 落札者となるべき同金額の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 開札の結果、予定価格以下の入札がない場合については、最低価格の者から順次随意契約の話し合いを実施する。

12. 入札の無効

次のいずれかに該当した場合は、入札を無効とすることができる。落札決定後または契約締結後に違反が判明した場合も無効とする。

(1) 参加資格要件を満たさない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合

(3) 入札の際、談合その他不正な行為があったと認められる場合

13. 契約保証金

免除

14. 契約の締結

- (1) 決定した落札者と済生会滋賀県病院が協議し、委託業務内容を確定させた上で契約を締結する。
- (2) 落札者と済生会滋賀県病院との間で協議が不調となった場合や提案に虚偽、不正または違反が認められた場合は、次点者と協議し、契約を締結する場合がある。

15. 契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。
 - ① 契約期間内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められる場合
 - ② 契約の履行について、不正な行為があった場合
 - ③ 前号に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反した場合

16. その他

- ・ 内視鏡センターの図面および見学について希望がある場合は申出ること。
- ・ 提出書類は、必要に応じて複製することがある。

※問い合わせ先

済生会滋賀県病院 資材課 課長 杉浦 暢彦

TEL : 077-552-1221